

令和7年度

本巢市事務事業外部評価結果報告書

令和7年12月

本巢市事務事業外部評価委員会

# 目 次

1. 事務事業評価の取り組み	1
2. 事務事業評価の流れ	1
3. 事務事業外部評価委員名簿	2
4. 外部評価対象事業（10事業）及び実施日	2
5. 前年度外部評価事業（27事業）の対応状況評価及び実施日	3
6. 事務事業外部評価の進め方	4
7. 事務事業外部評価の基準（視点）	4
8. 前年度外部評価事業の対応状況評価の進め方	5
9. 対応状況評価の基準（視点）	5
10. 事務事業外部評価結果	6
①事務事業外部評価結果の概要	7
②事業別外部評価結果	8
11. 前年度外部評価事業の対応状況評価結果	18
①前年度外部評価事業の対応状況評価結果の概要	19
②事業別対応状況評価結果	20
12. 外部評価委員会の意見	37

## 1 事務事業評価の取り組み

今年度の事務事業評価は、令和6年度実施した事務事業総点検評価の結果を活用して41事業を対象に内部評価（1次評価、2次評価）を実施し、事業の必要性、効率性などを総合的に検証する事務事業評価が行われました。

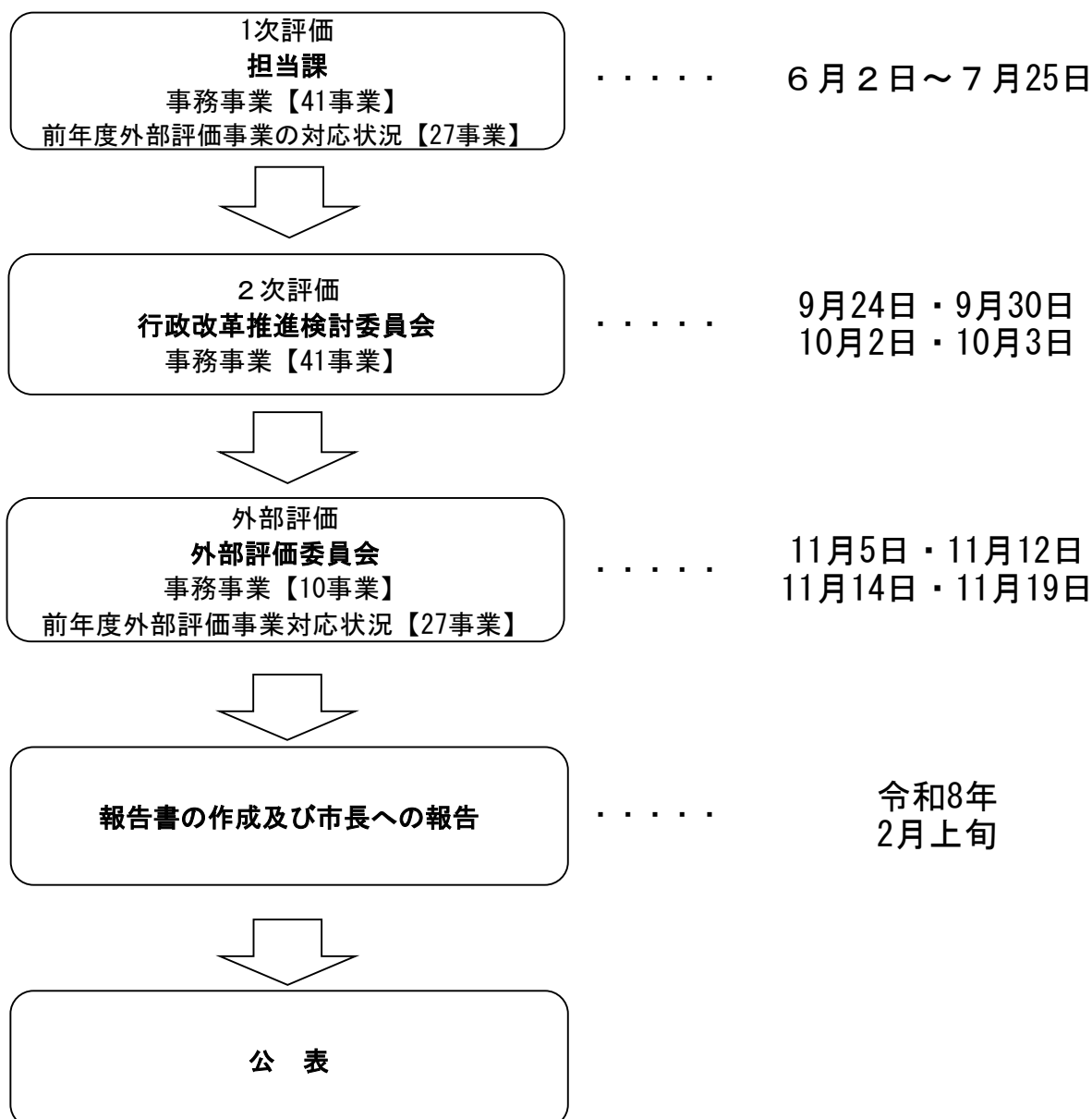
当委員会は、市が実施する事務事業検評価における客観性及び透明性を高めるために、市から指定された事務事業の10事業に対し、外部の視点から有効性や効率性などの評価を行いました。

また、本年度より事務事業評価を一過性のものにならないため、前年度に外部評価を実施した事業について、事業改善の具現化を図るため、事務事業評価後の対応（改善）状況について内部評価（1次評価）が行われました。

当委員会は、マネジメント・サイクルを機能させ、事業改善が図られるよう、前年度に評価を行った27事業について、対応（改善）状況の評価を行いました。

## 2 事務事業評価の流れ

事務事業評価は、事務事業41事業、前年度外部評価事業の対応状況について評価を実施しました。



### 3 事務事業外部評価委員名簿

役職	氏名	委員構成
委員長	所 哲 郎	岐阜工業高等専門学校 名誉教授
委 員	村瀬 里佳	学習塾 代表
委 員	渡 辺 明	岐阜県コミュニテイ診断士
委 員	坪内 重正	元市職員
委 員	河合 達郎	一般社団法人「山学」代表理事

### 4 外部評価対象事業（10事業）及び実施日

No.	所属	事務事業名	実施日
1	福祉支援課	障害者福祉諸経費（身体障害者福祉協会補助金）	令和7年11月5日
2	福祉支援課	障害者生活支援センター事業	令和7年11月5日
3	福祉支援課	障害者自立支援給付費（就労支援費）	令和7年11月5日
4	長寿支援課	介護保険認定調査員管理費（経）	令和7年11月5日
5	長寿支援課	認知症高齢者等見守り事業 （位置情報検索サービス利用助成金）	令和7年11月5日
6	農政課	地産地消推進事業	令和7年11月12日
7	商工観光課	文殊の森管理費（経）	令和7年11月12日
8	林政課	東外山ふれあい広場管理費（経）	令和7年11月12日
9	環境課	火葬場・墓地管理費	令和7年11月12日
10	環境課	公害対策諸経費	令和7年11月12日

## 5 前年度外部評価事業対応状況評価対象事業（27事業）及び実施日

No.	所属	事務事業名	実施日
1	市民課	健康増進施設管理費	令和7年11月14日
2	福祉支援課	障害者在宅福祉事業（訪問理髪サービス給付費）	令和7年11月19日
3	福祉支援課	児童福祉総務費（交通遺児育英資金）	令和7年11月19日
4	長寿支援課	高齢者在宅福祉事業	令和7年11月14日
5	長寿支援課	高齢者在宅福祉事業（ねたきり老人等介護者慰労金）	令和7年11月14日
6	長寿支援課	高齢者在宅福祉事業（訪問理髪サービス給付費）	令和7年11月14日
7	長寿支援課	シニア元気いきいき事業	令和7年11月14日
10	農政課	鍋原ポケットパーク管理費	令和7年11月14日
8	健康支援課	母子保健事業（不妊治療費助成金）	令和7年11月14日
9	健康支援課	がん検診事業（健康検診等費用助成金）	令和7年11月14日
11	林政課	林道総務諸経費（林道安全協議会費）	令和7年11月19日
12	都市計画課	水鳥住宅管理費	令和7年11月19日
13	学校教育課	本巣小学校教育振興費（教職員研修補助金）	令和7年11月19日
	学校教育課	外山小学校教育振興費（教職員研修補助金）	
	学校教育課	真桑小学校教育振興費（教職員研修補助金）	
	学校教育課	弾正小学校教育振興費（教職員研修補助金）	
	学校教育課	席田小学校教育振興費（教職員研修補助金）	
	学校教育課	一色小学校教育振興費（教職員研修補助金）	
	学校教育課	土貴野小学校教育振興費（教職員研修補助金）	
	学校教育課	根尾学園（前期課程）教育振興費（教職員研修補助金）	
	学校教育課	本巣中学校教育振興費（教職員研修補助金）	
	学校教育課	真正中学校教育振興費（教職員研修補助金）	
	学校教育課	糸貫中学校教育振興費（教職員研修補助金）	
学校教育課	根尾学園（後期課程）教育振興費（教職員研修補助金）		
14	社会教育課	保健体育諸経費（県体育施設協会負担金）	令和7年11月19日
15	社会教育課	根尾市場ゲートボール等広場管理費	令和7年11月19日
16	社会教育課	真正まくわゲートボール等広場管理費	令和7年11月19日

## 6 事務事業外部評価の進め方

評価は、1事業当たり25分程度とし、次の流れで実施しました。

### ①事業の説明（5分程度）

担当課職員から、資料に基づき事務事業内容等の説明を受けた。

### ②質疑応答・議論（10分程度）

事務事業について質疑を行い、4つの基準（視点）から、今後の事務事業のあり方等について議論を行った。

### ③事業別評価シートの作成（5分程度）

事務事業の内容を踏まえ、事業別評価シートに外部評価者の評価

### ④まとめ（5分程度）

協議結果を踏まえて各委員の意見を取りまとめ、委員会としての評価を行った。

## 7 事務事業外部評価の基準（視点）

評価については、次の4つの基準（視点）により実施しました。

### 【必要性】 〈目的の妥当性、市民ニーズの傾向〉

- ・事業の目的が政策・施策に適ったものなのか。
- ・市民ニーズの傾向はどうか。

### 【有効性】 〈成果の達成状況、事業の手法・活動内容〉

- ・期待されている成果をあげているか。
- ・事業の手法及び活動内容は妥当か。

### 【効率性】 〈アウトソーシング（民間活力利用）の可能性、事業統合・連携・コスト削減の可能性〉

- ・民間活力の利用は可能か。
- ・類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性はないか

### 【公平性】 〈受益者の偏り、受益者負担の適正化〉

- ・受益者の偏りはないか。
- ・事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源の負担割合）は妥当か。

### 《総合評価》

上記の4つの視点から「A事業継続」「B事業改善」「C事業縮小又は再構築」「D事業廃止又は凍結」から評価を決定した。

## 8 前年度外部評価事業の対応状況評価の進め方

評価は、1事業当たり25分程度とし、次の流れで実施しました。

### ①事業の説明（5分程度）

担当課職員から、資料に基づき事務事業内容等の説明を受けた。

### ②質疑応答・議論（10分程度）

対応状況について質疑を行い、事務改善による今後の事務事業のあり方等について議論を行った。

### ③事業別評価シートの作成（5分程度）

対応の内容を踏まえ、事業別対応報告シートに外部評価者の評価

### ④まとめ（5分程度）

協議結果を踏まえて各委員の意見を取りまとめ、委員会としての評価を行った。

## 9 対応状況評価の基準

評価については、次の4つの基準（視点）により実施しました。

区分	内部評価	外部評価
	（評価基準）	
A	対応済	対応済と認められる
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針シートにて示された対応が実行され、事業改善が行われた</li> <li>・対応方針に変更等がなされているが、その内容は事業をより良いものとするものであり、変更後の内容による事業の継続は適当である</li> </ul>	
B	おおむね対応済	あらかじめ対応済みと認められ、対応後の内容による事業の継続が適当である
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針シートにて示された対応について概ね対応がなされている</li> <li>・対応方針に変更等がなされているが、その内容は事業遂行上合理的な範囲であり、変更後の内容による事業の継続は適当である</li> </ul>	
C	更なる対応が必要	一部に対応が認めらるが、事業改善のため更なる対応が必要である
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針シートにて示された対応について、十分になされていない</li> <li>・対応方針に変更等がなされており、その内容が不十分であるため、更なる対応を求める</li> </ul>	
D	対応未済	対応が認められないため、早急に事業改善のための対応を求める
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針シートにて示された対応について、なされていない</li> <li>・対応方針に変更等がなされており、その内容は妥当性を欠くため、早急に事業改善のための対応を求める</li> </ul>	

## 10 事務事業別外部評価結果

### 令和7年度 本巢市事務事業外部評価 「事務事業評価結果」

本巢市事務事業外部評価委員会

### ①事務事業外部評価結果の概要

No.	事務事業名	所属	外部評価結果
1	障害者福祉諸経費（身体障害者福祉協会補助金）	福祉支援課	C 事業再構築
2	障害者生活支援センター事業	福祉支援課	C 事業再構築
3	障害者自立支援給付費（就労支援費）	福祉支援課	C 事業再構築
4	介護保険認定調査員管理費（経）	長寿支援課	C 事業再構築
5	認知症高齢者等見守り事業 （位置情報検索サービス利用助成金）	長寿支援課	D 事業廃止
6	地産地消推進事業	農政課	C 事業再構築
7	文殊の森管理費（経）	商工観光課	C 事業再構築
8	東外山ふれあい広場管理費（経）	林政課	D 事業廃止
9	火葬場・墓地管理費	環境課	C 事業再構築
10	公害対策諸経費	環境課	C 事業再構築

事務事業番号	1				
事務事業名		所管課	福祉支援課		
障害者福祉諸経費（身体障害者福祉協会補助金）					
総合計画上の位置づけ		基本方針	3 人にやさしく生きがいのあるまち		
		施策の大綱	1 支え合う福祉のまち		
		施策	3 障がい者福祉		
事業分類	補助金・助成金等	事業の根拠（法令等）	国		法定受託事務
			県		
		市及びその他	本県市身体障害者福祉協会活動事業に関する補助金交付要綱		

**1 事業の概要（目的・内容）**

身体障がい者の各種活動を支援することにより、身体障がい者が生きがいをもって社会活動できる明るく活力ある福祉社会を作るため、身体障がい者の当事者組織である身体障害者福祉協会本県市支部の各種活動事業に対し、補助金を交付します。

**2 事業実施による効果又は実績**

研修会、交流会やスポーツ大会など当事者の交流や情報交換の場づくり等の活動など、障がい者の社会活動を支援しました。

3 事業費及び財源内訳(千円)		令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
特定財源内訳	事業費	290	528	774	<small>（注）受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。（負担金、協力金、手数料、利用料、入場料、参加料等）</small>
	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	受益者負担金等（注）				
	その他				
一般財源		290	528	774	

内部評価	一次評価	評価	A	事業継続
	<p>身体障がい者のスポーツ・レクリエーション、文化活動、障がい者理解の啓発活動など各種活動に充てられています。高齢化が進み会員数が減少傾向にあるものの、市の障がい者福祉施策の推進のために本会の活動に対し補助金を交付しています。令和7年度予算においては、適正人数に応じた予算に見直しを行いました。今後も団体の活動事業の充実と会員の増強を図るよう団体への助言に努め、当事者団体活動が継続できるよう事務員の雇用を継続し、事務的支援を行う必要があります。</p>			
内部評価	二次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
	<p>事業の費用対効果、目的の達成度について検証し、再構築すること。</p>			

外部評価者からの意見	評価	C	事業再構築
	<p>①事業のPRと参加者アンケートによる内容充実や改善による再構築が望まれる。</p> <p>②アンケートを実施することにより、事業の必要性や事業内容の検証が可能となり、市民ニーズに合った事業が実施できると考える。</p> <p>③身体障がい者の健康増進という観点から事業の必要性は認められるが、そもそも会員数が少ないこと、その中において参加者がかなり限定されることから、有効性及び効率性において改善し、事業の再構築をされたい。</p>		

事務事業番号	2			
事務事業名		所管課		
障害者生活支援センター事業		福祉支援課		
総合計画上の位置づけ	基本方針	3 人にやさしく生きがいのあるまち		
	施策の大綱	1 支え合う福祉のまち		
	施策	3 障がい者福祉		
事業分類	ソフト事業	事業の根拠(法令等)		
		国	障害者総合支援法第77条第1項第1号	法定受託事務
		県		
		市及びその他	本業市障がい者地域生活支援事業実施規則	

**1 事業の概要(目的・内容)**

障害者総合支援法第77条第1項第1号の規定に基づく障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修、啓発を行う事業をはじめ、地域で生活する障がい児者、その家族の日常生活を支援する事業を市障害者生活支援センター条例により設置する障害者生活支援センター「えがお」が実施し、障がい児者の社会参加を図ります。

**2 事業実施による効果又は実績**

障がい者福祉計画に基づく当事者や家族、福祉の関係者などが集い交流や情報交換の場として、年2回のカフェミーティングや年1回のおやこ料理教室を開催し、障がい児者の社会参加を図りました。  
R4年度参加者：35名 R5年度参加者：59名 R6年度参加者：24名

<b>3 事業費及び財源内訳(千円)</b>	令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
事業費	233	218	237	<small>(注 受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。(負担金、協賛金、手数料、利用料、入場料、参加料等)</small>
特定財源内訳				
国庫支出金		5	5	
県支出金		3	3	
市債				
受益者負担金等(注)	3	2	0	
その他				
一般財源	230	208	229	

内部評価	一次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
	<p>障害者支援センターえがおの機能である、相談支援事業については、障害者総合支援法による相談窓口となる「基幹相談支援センターえがお」を令和3年に設置し、専門性を活用した相談支援体制の強化を図っています。  今後も、障害者生活支援センターの有する機能や専門性を活用した相談支援は必要であることから、基幹相談支援センターとの役割を整理し、総合的な相談支援体制の見直しやカフェミーティング等などの参加者増の工夫を行う必要があります。</p>			
内部評価	二次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
	<p>事業の必要性及びサービス水準、市の役割分担について検証し、事業の実施方法について再構築すること。</p>			

外部評価者からの意見	評価	C	事業再構築
	<p>①事業PRとアンケートにより市民の意見を取り入れ、市と「えがお」の役割分担を明確にして、連携を深めるよう再構築されたい。</p> <p>②イベントの回数を増やすことや、内容も年々変化が必要と考える。  毎年工夫されたイベントを企画することにより、この事業の意義が発揮され、障がい児者の社会参加へと繋がると考える。</p> <p>③障がい者の方々、親子の交流や情報交換を促す場という必要性は妥当だが、参加者が少ない料理教室といった手法を継続して良いか検討し、事業の再構築をされたい。</p>		

事務事業番号		3		
事務事業名				
障害者自立支援給付費（就労支援費）		所管課	福祉支援課	
総合計画上の位置づけ		基本方針	3 人にやさしく生きがいのあるまち	
		施策の大綱	1 支え合う福祉のまち	
		施策	3 障がい者福祉	
事業分類	扶助費	事業の根拠（法令等）	国	法定受託事務
			県	
		市及びその他	本県市障がい者就労支援事業実施要綱	

**1 事業の概要（目的・内容）**

障害者総合支援法第2条第1項第1号の規定に基づく就労移行支援、就労継続支援に係る障害福祉サービス受給者の利用者負担額を、市の単独事業により助成することで、障がい者の就労意欲を高め、障害福祉サービス事業所から一般就労への移行を進めるとともに地域社会での障がい者の自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。

**2 事業実施による効果又は実績**

就労移行支援、就労継続支援に係る障害福祉サービスの利用者負担を助成し、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援しました。

令和4年度：対象者 7名 うち一般就労へ移行 2名  
 令和5年度：対象者 7名 うち一般就労へ移行 2名  
 令和6年度：対象者 9名 うち一般就労へ移行 2名

<b>3 事業費及び財源内訳(千円)</b>		令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
事業費		372	430	424	〔注〕 受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。（負担金、協力金、手数料、利用料、入場料、参加料等）
特定財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	受益者負担金等（注）				
	その他				
一般財源		372	430	424	

内部評価	一次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		本事業は、障害者福祉計画（施策）に基づく市の単独事業で、要綱に基づき就労を目指す障害者の経済的負担を軽減し、地域社会での自立を支える事業として、利用者負担（1割）を助成するものです。障がい者の就労環境も法律の整備等により一定の改善が見られ、本事業も開始から18年が経過し、応能負担が原則である福祉サービスにおいて、負担軽減を図る手法のあり方について、事業の廃止も含め検討する必要があります。ただし、長引く物価高の影響を考慮し、障がい者の生活や自立を脅かすことのないよう、廃止時期や方法について慎重に行う必要があります。		
	二次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		対象者等の範囲を検証し、事業実施の方法や対象範囲等を再検討し事業を再構築すること。		

外部評価者からの意見	評価	C	事業再構築
	①一次評価、二次評価を経て、担当課にて検討している改善案を提示して利用者などからの意見を踏まえて、今後へ向けた事業の再構築が望まれる。		
	②障がい者の社会参加、就労を促進することは社会のトレンドとして求められていることから、直ちに事業を廃止することまでは求めないが、応能負担が原則であることを補填する事業であり、補助対象者や所得制限を設けるなどして、事業目的を達成する内容に再構築されたい。		
③事業の再構築にあたっては、国の制度の状況や社会情勢の変化にも注視して内容の検討をされたい。			

事務事業番号	4	事務事業名		所管課	長寿支援課
介護保険認定調査員管理費（経）					
総合計画上の位置づけ		基本方針	3 人にやさしく生きがいのあるまち		
		施策の大綱	1 支え合う福祉のまち		
		施策	2 高齢者福祉		
事業分類	内部管理事業	事業の根拠 (法令等)	国		法定受託事務
			県		
			市及びその他	本業市介護保険認定調査員要綱	

**1 事業の概要（目的・内容）**

介護保険認定調査員が、介護保険法第26条第2項の規定による要介護認定の事前調査業務を円滑に遂行するために必要な旅費、消耗品や医薬品の購入、公用車の管理（燃料費・車検代・任意保険料等）の予算です。

**2 事業実施による効果又は実績**

要介護認定に際し、介護認定の事前調査を公平かつ適切に行うために必要な経費であり、結果、事故なくスムーズな調査につながりました。

<b>3 事業費及び財源内訳(千円)</b>	令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
事業費	11,042	12,012	12,997	<small>(注 受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。(負担金、協力金、手数料、利用料、入場料、参加料等)</small>
特定財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
受益者負担金等（注）				
その他				
一般財源	11,042	12,012	12,997	

内部評価	一次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		介護保険法第26条第2項の規定に基づく要介護認定の事前調査を行うため、介護認定調査員の業務に必要な経常経費であり、介護認定調査員は被保険者に面接し、その心身状況や置かれている環境を調査するため、筆記用具などの消耗品や感染予防品、家庭訪問のための公用車が必要不可欠となります。 現在、介護認定調査員は市が採用した会計年度任用職員ですが、団塊の世代が後期高齢者となり、近い将来、調査件数の増加とともに調査員不足が予測され、今後は、介護保険事業を分掌する「もとす広域連合」での任用も可能で合理的と考えることから、構成市町と調整を図り、介護認定調査員の任用のあり方を検討する必要があります。		
	二次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		市の役割分担の範囲について検証し、もとす広域連合での実施について積極的に協議を進め事業を再構築すること。		

外部評価者からの意見	評価	C	事業再構築
	①事業自体は継続事業と認められる 介護保険を広域処理していることから、認定の事前調査についても構成市町で平準化する必要がある。このため、調査員の任用について、もとす広域連合にて実施されるよう積極的に働きかけ、事業を再構築されたい。		
	②他自治体の実態を研究するとともに、もとす広域連合への移行についての意見交換は継続的に実施されたい。		
	③もとす広域連合の事務所から距離のある被保険者でも、できるだけ迅速に面談などができるよう、調査員の配置など関係機関で十分な協議をされたい。		
	④もとす広域連合への移行についての協議は、構成市町の現状から直ちに実施することは困難であると思われる。全国的に調査員が不足している状況から、持続可能な事業となるよう、調査員の任用の在り方を検討されたい。		
	⑤もとす広域連合との協議は、直近での実行性に乏しいため、将来の人口推計に基づく調査員の確保について検討することが望まれる。		

事務事業番号	5				
事務事業名		所管課	長寿支援課		
認知症高齢者等見守り事業 (位置情報検索サービス利用助成金)					
総合計画上の位置づけ		基本方針	3 人にやさしく生きがいのあるまち		
		施策の大綱	1 支え合う福祉のまち		
		施策	2 高齢者福祉		
事業分類	補助金・助成金等	事業の根拠 (法令等)	国		法定受託事務
			県		
		市及びその他	本業市位置情報検索サービス利用助成事業実施要綱		

**1 事業の概要（目的・内容）**

認知症基本法第5条の規定により、市は地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することから、誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるよう、援助を必要としている人たちを見守り、支え合うため、認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等（要介護2以上）を在宅で介護する人への支援として、徘徊探知機のサービスを利用する際の諸経費を助成します。

【助成対象経費】介護保険事業の福祉用具貸与のうち、徘徊探知機サービスの4月～3月分の月額利用料金  
【助成額】 助成対象経費の1/2の額（上限は月額2,000円）

**2 事業実施による効果又は実績**

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等（要介護2以上）を在宅で介護する人への徘徊探知機の利用料を助成することにより、介護者の経済的負担の軽減を図ることができました。

<b>3 事業費及び財源内訳(千円)</b>	令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
事業費	5	0	24	<small>(注 受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。(負担金、協力金、手数料、利用料、入場料、参加料等)</small>
特定財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
受益者負担金等(注)				
その他				
一般財源	5	0	24	

内部評価	評価	D	事業廃止又は凍結
	<p>令和6年1月に施行された認知症基本法では、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し実施することを地方公共団体の責務としており、老人福祉計画で認知症の人と家族を支えるまちづくりを基本目標に、地域における見守りネットワークづくりを推進しています。</p> <p>認知症高齢者の安全を確保し、家族や介護者の負担を軽減するための事業ではありますが、制度開始の年数が浅く、利用者が少ない状況であることから、制度の周知を徹底するとともに、市民ニーズの把握に努め、事業内容の見直しが必要と考えます。</p>		
二次評価	評価	D	事業廃止又は凍結
	事業の必要性及びサービス水準について検証し、廃止の検討をすること。		

外部評価者からの意見	評価	D	事業廃止
	<p>①目的を達成する手段として、他の手法もあるとのことであるから、事業の廃止を検討されたい。</p> <p>②廃止に当たって、現在の受益者に対する他の手段によるサービスの提供を確実に実行されたい。</p>		

事務事業番号		6		
事務事業名			所管課	
地産地消推進事業				
農政課				
総合計画上の位置づけ		基本方針	5 資源を活かして活力を創造するまち	
		施策の大綱	1 魅力ある農林業のまち	
		施策	1 農業	
事業分類	内部管理事業	事業の根拠 (法令等)	国	法定受託事務
			県	学校給食地産地消推進事業実施要領
			市及びその他	本巣市地産地消推進委員会設置要綱

**1 事業の概要（目的・内容）**

安全・安心かつ新鮮な地元で消費するための農林畜産物を生産する取り組みを通じて、生産者の顔の見える流通の促進による市民の健全な食生活の実現と、次世代に向けた食に関する教育の推進を行うため、特産品の振興及び産地化による地元経済の活性化を図ることを目的として、「本巣市地産地消推進委員会」（会長：大熊昭哲【糸貫トマト振興会長】、会員11名）を設置し、地産地消の推進に係る啓発活動をしています。

**2 事業実施による効果又は実績**

本事業は、「本巣市地産地消推進委員会」の活動に係る報償費等であることから地産地消の推進に効果があったと考えます。

また、「本巣市地産地消マップ」を作成し市内小学校の授業に使用されるなど、食に関する教育の推進が図られました。

【配布実績】  
小学校6年生 300人

<b>3 事業費及び財源内訳(千円)</b>		令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
事業費		65	15	201	<small>(注 受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。(負担金、協力金、手数料、利用料、入場料、参加料等)</small>
特定財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	受益者負担金等(注)				
	その他				
一般財源		65	15	201	

内部評価	一次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		<p>本事業は、地産地消の推進のため、「本巣市地産地消推進委員会」が必要な調査研究を行ったり、学校・幼稚園・老人福祉施設等の給食における地場産野菜等の利用促進を図るうえでは必要な組織であり、引き続き継続していくことは妥当であると考えます。</p> <p>なお、今後は「地産地消マップ」の活用方法を見直していく必要があると考え、デジタル化に切り替えて手軽に見られるようにしていきたいと思います。</p>		
	二次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		<p>事業の目的を再確認し、関連する他の事業との統廃合について検討し、再構築すること。</p>		

外部評価者からの意見	評価	C	事業再構築
	<p>①事業PRが根本的に不足している。</p> <p>②事業の目的が特産品のPRなのか、小学生への認知拡大なのか、飲食店を含めた地域経済の活性化なのか、ブランド認証を増やすことなのか不明確で全くわからない。受益者数、成果指標の設定も事業の内容と整合していない。</p> <p>上記の各取組は、それぞれ必要性はあるため、事業の目的を達成できるよう、類似事業との統廃合を含め再構築を図られたい。</p>		

事務事業番号	7			
事務事業名			所管課	商工観光課
文殊の森管理費（経）				
総合計画上の位置づけ		基本方針	5 資源を活かして活力を創造するまち	
		施策の大綱	3 交流資源を活かして産業を創造するまち	
		施策	1 観光	
事業分類	ソフト事業	事業の根拠（法令等）	国	
			県	
		市及びその他	本巢市文殊の森公園条例	

**1 事業の概要（目的・内容）**

自然とのふれあいを通じた市内外の住民との交流を促進するとともに、保健機能の発揮される森林等を活用した憩いの場として活用するため、適正に維持管理を行う。  
 文殊の森公園内の維持管理のため、施設の点検、除草や清掃のほか、管理人を配置して運営している。

**2 事業実施による効果又は実績**

施設や遊歩道等の維持管理を実施することで、利用者の満足度が高められた。  
**【R6利用者実績】**  
 バーベキューテラス…1,267人  
 コテージ … 137人  
 テントサイト … 72人

<b>3 事業費及び財源内訳（千円）</b>	令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
事業費	8,753	9,192	9,644	<small>（注）受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。（負担金、協力金、手数料、利用料、入場料、参加料等）</small>
特定財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
受益者負担金等（注）	1,297	952	1,266	
その他				
一般財源	7,456	8,240	8,378	

内部評価	一次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		近隣の高齢者の雇用の確保として、本巢市シルバー人材センターに人材派遣を委託して施設管理を行ってきましたが、近年の物価高騰や人件費の上昇並びに施設の老朽化等により、支出が増加し施設運営が厳しい状態が続いています。今後は、施設のPRによる利用者の確保、施設使用料の見直し及び指定管理者制度なども検討し、施設を継続します。		
	二次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		事業の効果、目的及びその達成度について検証し、再構築すること。		

外部評価者からの意見	評価	C	事業再構築
	①利用者アンケートを実施し、料金を含めて改善点を確認されたい。		
	②コスト削減は限界があるため、利用料見直しと利用者の増加による収支の改善が望まれるため、キャンプ等の愛好家の目に留まりそうな魅力発信とPRに努められたい。		
③施設使用料を増額するための魅力や付加価値（森全体を活用した「ロゲイニング」、「フォトロゲイニング」等）を検討されたい。			

事務事業番号		8			
事務事業名			所管課		
東外山ふれあい広場管理費（経）					
林政課					
総合計画上の位置づけ		基本方針	5 資源を活かして活力を創造するまち		
		施策の大綱	1 魅力ある農林業のまち		
		施策	2 林業		
事業分類	施設、設備管理運営事業	事業の根拠 (法令等)	国		法定受託事務
			県		
			市及びその他	本巢市東外山ふれあい広場条例	

**1 事業の概要（目的・内容）**

旧本巢町が林業振興及び人とのふれあいを図るため、外山地区に東外山ふれあい広場が設置されました。設置当初は、広場内にグラウンドや農林産物販売施設がありましたが、高齢化や時代変化とともに利用者は減少し、令和5年度にグラウンドを廃止しました。現在は、農林産物販売施設の駐車場を利用し、ウォーキング大会などの地元活動に使用されています。維持管理は地元自治会が行っており、その管理に伴う光熱水費、消耗品、修繕及び土地の借上料を市が支出しています。

**2 事業実施による効果又は実績**

東外山ふれあい広場は、市民のふれあいの場としてウォーキング大会など地元活動に利用されました。

令和5年度 維持経費：478千円 利用実績 1回  
令和6年度 維持経費：207千円 利用実績 1回  
令和7年度 維持経費：275千円

3 事業費及び財源内訳(千円)		令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
事業費		478	207	275	<small>(注 受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。(負担金、協力金、手数料、利用料、入場料、参加料等)</small>
特定財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	受益者負担金等(注)				
	その他				
一般財源		478	207	275	

内部評価	一次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		平成27年度の外部評価で「事業廃止または凍結」の方向が示されて以降、地元との協議や調整を経て、令和4年度に「グラウンド部分の廃止。それ以外の部分の継続利用」という内容で地元自治会からの要望があり、令和5年度にはグラウンド部分を廃止しています。令和5年度以降の利用実績は僅かですが、令和5年4月1日付けで地元自治会との間で管理委託契約（契約期間10年間）を締結しており、当面の間は地元の意向を見守る必要があると考えます。		
	二次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		地域との役割分担を検証し、積極的な活用に向けて協議を行い（市の負担額の適正化を含む）事業の再構築すること。		

外部評価者からの意見	評価	D	事業廃止
	①稼働数が極めて少なく、市が事業として実施していくことに理解を得ることは難しいと思われることから事業の廃止を検討されたい。		
	②自治会が保有する必要性が認められるのであれば、自治会補助金などとして一定額を補助するなど他の手法を検討されたい。		
③土地の返還の時期などについては、自治会・所有者と協議の上、慎重に対応されたい。			

事務事業番号		9			
事務事業名			所管課		
火葬場・墓地管理費					
環境課					
総合計画上の位置づけ		基本方針	1 自然と共生する安全なまち		
		施策の大綱	1 環境と共生するまち		
		施策	3 環境保全		
事業分類	施設、設備管理運営事業	事業の根拠 (法令等)	国	墓地、埋葬等に関する法律	法定受託事務
			県		
			市及びその他		

**1 事業の概要（目的・内容）**

墓地・火葬場施設は公衆衛生上必要な施設であり、社会生活上大切な施設です。設置者は地方公共団体、公益法人、宗教法人に限られ、非営利性と持続性が確保されていることが必要となります。  
本市では、市内2カ所（住吉・溝口）の市営墓地を管理しています。

**2 事業実施による効果又は実績**

市営墓地維持管理（住吉・溝口）  
市内2カ所の市営墓地の維持管理を行いました。  
住吉（全67区画・残1区画）：R6実績 申請0区画・返還0区画  
溝口（全206区画・残5区画）：R6実績 申請2区画・返還3区画

<b>3 事業費及び財源内訳（千円）</b>		令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
事業費		133	146	156	<small>（注）受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。（負担金、協力金、手数料、利用料、入場料、参加料等）</small>
特定財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	受益者負担金等（注）		90	1	
	その他				
一般財源		133	56	155	

内部評価	一次評価	評価	A	事業継続
		墓地経営は地方公共団体、公益法人、宗教法人に限るよう墓地埋葬法に規定されており、非営利性・持続性の観点から民間による実施はできないと考える。また、生活環境との調和のとれた墓地施設等の整備により、住みよいまちづくりを目指す本市としては、今後も本事業の継続が妥当である。		
	二次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用部分の管理費としての使用料徴収を検討すること。</li> <li>・当初徴収の使用料の使途の整理をすること。（内規等の整備）</li> <li>・自治会への移管を含め管理方法の検討をすること。</li> </ul> 上記の検討を行い、事業の再構築すること。		

外部評価者からの意見	評価	C	事業再構築
	<p>既に98%の使用率であるため、事業そのものを廃止することはできないため、年間の管理費をいかに賄うかが課題である。</p> <p>①共用部分の維持費は、受益者負担として利用者から負担をいただくべきと考える。利用者にアンケートを実施するなど、費用負担、管理の方法を検討されたい。</p> <p>②墓地の利用者とそうでない市民との公平性を考えれば、利用者（既存・新規を問わず）に負担をいただく制度設計とせざるを得ない。条例には管理費について規定がされていないことから、所要の調査・改正を行った上で、管理費の徴収を進められたい。</p>		

事務事業番号	10	事務事業名		所管課	環境課
公害対策諸経費					
総合計画上の位置づけ		基本方針	1 自然と共生する安全なまち		
		施策の大綱	1 環境と共生するまち		
		施策	3 環境保全		
事業分類	ソフト事業	事業の根拠 (法令等)	国		法定受託事務
			県		
			市及びその他		

**1 事業の概要（目的・内容）**

本事業は、環境中に排出された煙突排煙に含まれる「ばいじん」について市内に観測点を設け、粉じん汚染に関するモニタリング調査を実施するものです。煤塵、カドミウム、鉛の量を把握するもので、本巢地域か糸貫地域にかけた地域での検査を実施しています。公害対策が活発になった旧町の頃から継続的に実施しています。

- ・市内9カ所（山口・曾井中島・石神・文殊）で毎月測定
- ※R7からは市内4カ所（山口・曾井中島・石神）で毎月測定

**2 事業実施による効果又は実績**

本巢市内9カ所において、降下ばいじんの測定及びICP質量分析法による重金属の測定を実施しました。結果、カドミウム、鉛等の異常値は確認できませんでしたので、令和7年度からは公害の発生源になりうる工場近辺の重点的な観測点（4カ所）だけを残し測定を行う予定です。

今後も検査を実施することで公害等の防止が期待でき、市民の生活環境の保全が期待できます。

3 事業費及び財源内訳(千円)		令和5年度決算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
事業費		1,066	1,064	510	〔注〕 受益者負担金等は、予算額の収入の「12款 分担金及び負担金」「13款 使用料及び手数料」の他、「20款 諸収入」の雑入に計上されている収入で、使用者、利用者から徴収しているものを含む。（負担金、協礼金、手数料、利用料、入場料、参加料等）
特定財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	受益者負担金等（注）				
	その他				
一般財源		1,066	1,064	510	

内部評価	一次評価	評価	A	事業継続
		費用面から観測点を縮小しながらも継続的な検査を実施し、公害発生源となりうる工場を常時監視していく必要があります。市民の安心・安全を守るためにも継続が妥当であると考えます。		
	二次評価	評価	C	事業縮小又は再構築
		市の役割分担の範囲（他課（他の機関）との連携）について検証し、再構築すること。		

外部評価者からの意見	評価	C	事業再構築
	<p>調査地点数を減らす工夫をされていることは評価できる。</p> <p>市民の安全・安心のため、行政による環境モニタリング事業の必要性は十分である。</p> <p>①他の事業（カドミウム検査など、市と同等程度の信頼がおける機関が実施されるもの）と統合（役割分担）を検討し、総合的に市内の検査を維持できるように再構築することが望まれる。</p> <p>②市の検査結果は当然として、事業者の検査結果についても、市により公表をされる方法を検討されたい。</p>		

## 11 前年度外部評価事業の対応状況評価結果

令和7年度 本巢市事務事業外部評価  
「前年度外部評価事業の対応状況評価結果」

本巢市事務事業外部評価委員会

### ①前年度外部評価事業の対応状況評価結果の概要

No.	事務事業名	所属	外部評価結果
1	健康増進施設管理費	市民課	C 更なる対応が必要
2	障害者在宅福祉事業（訪問理髪サービス給付費）	福祉支援課	C 更なる対応が必要
3	児童福祉総務費（交通遺児育英資金）	福祉支援課	A 対応済
4	高齢者在宅福祉事業	長寿支援課	B あらかた対応済
5	高齢者在宅福祉事業（ねたきり老人等介護者慰労金）	長寿支援課	C 更なる対応が必要
6	高齢者在宅福祉事業（訪問理髪サービス給付費）	長寿支援課	C 更なる対応が必要
7	シニア元氣いきいき事業	長寿支援課	C 更なる対応が必要
10	鍋原ポケットパーク管理費	農政課	C 更なる対応が必要
8	母子保健事業（不妊治療費助成金）	健康支援課	A 対応済
9	がん検診事業（健康検診等費用助成金）	健康支援課	A 対応済
11	林道総務諸経費（林道安全協議会費）	林政課	A 対応済
12	水鳥住宅管理費	都市計画課	C 更なる対応が必要
13	本巣小学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	B あらかた対応済
	外山小学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
	真桑小学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
	弾正小学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
	席田小学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
	一色小学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
	土貴野小学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
	根尾学園（前期課程）教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
	本巣中学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
	真正中学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
	糸貫中学校教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課	
根尾学園（後期課程）教育振興費（教職員研修補助金）	学校教育課		
14	保健体育諸経費（県体育施設協会負担金）	社会教育課	A 対応済
15	根尾市場ゲートボール等広場管理費	社会教育課	C 更なる対応が必要
16	真正まくわゲートボール等広場管理費	社会教育課	A 対応済

		担当課名	市民課
評価番号	1	事務事業名	健康増進施設管理（経）
総合計画基本方針		第3章 人にやさしく生きがいのあるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 市民ニーズが薄れた要因は、設置された地理的要因と、利用を促す周知活動が不十分であったことにあると考えられる。事業の実コストが主に管理者の人件費となっている現状は不合理であるため、事業廃止とされたい。</p> <p>《対応方針①》 利用者数が少ないことに対して、管理人の人件費がかさむ現在の事業形態は不合理であるため、事業廃止とします。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 令和7年度から事業廃止として対応しました。</p> <p>【外部評価者からの意見②】 市民の健康増進は必要であるため、EMSの筋肉トレーニング機器を設置したり、ストレッチ教室やヨガ教室等、常時人員を配置しない方法で健康増進室を活用することを検討されたい。</p> <p>《対応方針②》 介護予防教室開催への貸し出し等、健康増進室の活用について、検討していきます。</p> <p>『令和7年度の対応状況②』 福祉担当部署や社会教育担当部署、各種団体等に周知し、健康増進室の貸し出しや活用について協議を開始しました。</p> <p>【外部評価者からの意見③】 機器については、活用できるものは市内で有効利用を検討されたい。</p> <p>《対応方針③》 機器が安全に利用できるか耐用年数等を確認しながら、有効利用について検討していきます。</p> <p>『令和7年度の対応状況③』 機器について耐用年数や原状の状態を確認し、福祉担当部署や社会教育担当部署、各種団体等に周知し、有効利用について協議を開始しました。</p>	

内部評価	C	更なる対応が必要
------	---	----------

外部評価	C	一部に対応が認めらるが、事業改善のため更なる対応が必要である
		<p>事業を廃止し、他の機関との協議を開始した対応は認められる。</p> <p>①健康増進室の有効活用について引き続き検討をされたい。</p> <p>②機器の有効利用に向けて、利用の意向を聞く範囲を広げるなど、更に確認をし、それでもなお、利用の意向が無い場合は、廃棄の手順を検討されたい。</p>

		担当課名	福祉支援課
評価番号	2	事務事業名	障害者在宅福祉事業（訪問理髪サービス給付費）
総合計画基本方針		第3章 人にやさしく生きがいのあるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 本事業は廃止し、同一要綱にて実施する高齢者在宅福祉事業（訪問理髪サービス給付費）と統合し、再構築を検討されたい。</p> <p>《対応方針①》 本事業は令和7年度中に制度の見直しを行い、令和8年度に事業の廃止を行います。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 令和8年度の事業廃止に向け、利用者への周知方法の検討若しくは、高齢者在宅福祉事業との統合・再構築についての検討を進めています。</p> <p>【外部評価者からの意見②】 本年外部評価事業は、福祉支援課、長寿支援課の5事業を廃止が妥当と意見しているが、前記の統合に他の支援事業を含めて、より包括的に支援を可能とする制度の構築も検討されたい。</p> <p>《対応方針②》 本事業は令和8年度に廃止しますが、障がい者および高齢者の必要とする事業について、国、県、近隣自治体の動向を注視しつつ、包括的に支援できる事業を調査研究して参ります。</p> <p>『令和7年度の対応状況②』 本事業は令和8年度に廃止若しくは、障がい者および高齢者の必要とする事業として、利用者宅への出張費用等を助成する事業に見直すなど、高齢者在宅福祉事業との統合・再構築の検討をしています。</p>	

内部評価	C	更なる対応が必要
------	---	----------

外部評価	C	一部に対応が認めらるが、事業改善のため更なる対応が必要である
		<p>①事業の統合に向けた制度設計と周知が十分と言えない。</p> <p>②受益者のみならず、現時点で検討されている高齢者向けの同業事業との統合という方針であるならば、すべての高齢者向け事業の受益者に関わることになるため、早急に制度設計を進め、これまでの利用者に丁寧な説明を尽くされたい。</p>

		担当課名	福祉支援課
評価番号	3	事務事業名	児童福祉総務費（経）（交通遺児育英資金）
総合計画基本方針		第4章 地域の子どもをみんなで育てるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 本事業は、財団法人交通遺児育英会事業、岐阜県激励金制度が活用できることから、交通遺児に限らず、親を失ったすべての子どもに対して包括的に支援が可能となる、新たな育英資金制度（激励金制度）の検討をされたい。</p> <p>《対応方針①》 本事業は令和7年度中に廃止しますが、国、県、近隣自治体の動向を注視しつつ、市独自の新たな支援制度を調査研究して参ります。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 本業市交通遺児育英資金支給要綱を改正し、本事業は令和7年4月1日付けで廃止しました。新たな育英資金制度については、既存の児童扶養手当制度等で支援可能であることから、制度の創設は見送ることとします。</p>	

内部評価	A	対応済
------	---	-----

外部評価	A	対応済と認められる
	①他制度での対応について、確実な周知に努められたい。	

		担当課名	長寿支援課
評価番号	4	事務事業名	高齢者在宅福祉事業
総合計画基本方針		第3章 人にやさしく生きがいのあるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 他の事業において、民間入浴施設の入浴券が交付されており、本事業の役割は大幅に減少していると考えられることから事業廃止を検討されたい。</p> <p>《対応方針①》 ミニデイサービス事業については、市内や近隣市町に入浴施設があることから、社会資源として利用可能であり、また、本巢老人福祉センターの取壊しを令和8年度以降に予定していることから、取壊しに併せて事業を廃止します。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 令和8年度から本巢老人福祉センター及び真正老人福祉センターにおけるミニデイサービス事業の廃止について、利用者への周知方法等を含めて検討をするとともに、廃止に向けて準備を進めています。</p> <p>【外部評価者からの意見②】 本巢老人福祉センター、真正老人福祉センターの両入浴施設については、老朽化による施設の修繕に膨大な費用を要することから、同時に廃止を検討されたい。</p> <p>《対応方針②》 本巢老人福祉センター、真正老人福祉センターの両入浴施設については、老朽化も進行しており本巢老人福祉センターの取壊しを令和8年度以降に予定していることから、本巢老人福祉センターの取壊しに併せて事業を廃止します。</p> <p>『令和7年度の対応状況②』 令和8年度から本巢老人福祉センター及び真正老人福祉センターにおけるミニデイサービス事業について、利用者への周知方法等を含めて検討をするとともに、廃止に向けて準備を進めています。</p>	

内部評価	C	更なる対応が必要
------	---	----------

外部評価	B	あらかた対応済と認められる
	<p>①事業廃止に向けて現時点までの対応はなされていると考える。</p> <p>②廃止した事業の代わりに何に重点を置いているのか、どの予算を必要としているかなど、フォローアップ（代替事業、削減した分の活用事業など未来に向けたビジョン）の説明を尽くして改善の完了であることに留意されたい。</p>	

		担当課名	長寿支援課
評価番号	5	事務事業名	高齢者在宅福祉事業（ねたきり老人等介護者慰労金）
総合計画基本方針		第3章 人にやさしく生きがいのあるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 国が示す基準を上回る事業であり、現事業の廃止を検討されたい。</p> <p>《対応方針①》 ねたきり老人等介護者慰労金については、介護保険事業開始前からの制度であり、現在、国の基準を上回る対象者に支給をしていることから、令和7年度に事業見直しの周知を丁寧に行い、令和8年度に激変緩和措置を採り入れ支給し、令和9年度には国が示す基準による支給を実施します。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 令和7年度当初予算の説明資料の中に、令和8年度の激変緩和措置及び令和9年度からの国が示す基準による支給について記載しています。今後、市民への周知及び関係例規の改正を実施していく予定です。</p> <p>【外部評価者からの意見②】 新たに検討する国基準による支給について、激変緩和措置も採り入れ早期に実施をされたい。</p> <p>《対応方針②》 ねたきり老人等介護者慰労金については、介護保険事業開始前からの制度であり、現在、国の基準を上回る対象者に支給をしていることから、令和7年度に事業見直しの周知を丁寧に行い、令和8年度に激変緩和措置を採り入れ支給し、令和9年度には国が示す基準による支給を実施します。</p> <p>『令和7年度の対応状況②』 令和7年度当初予算の説明資料の中に、令和8年度の激変緩和措置及び令和9年度からの国が示す基準による支給について記載しています。今後、市民への周知及び関係例規の改正を実施していく予定です。</p> <p>【外部評価者からの意見③】 制度の見直しについて、現介護者に対する丁寧な説明に努められたい。</p> <p>《対応方針③》 制度の見直しについては、令和7年度に議会への報告も含めて市民に対し、丁寧な説明を実施します。</p> <p>『令和7年度の対応状況③』 今年度中に議会及び市民に対して、丁寧な説明を実施するため説明方法について検討を行っています。</p>	

内部評価	C	更なる対応が必要
------	---	----------

外部評価	C	一部に対応が認めらるが、事業改善のため更なる対応が必要である
	<p>①事業の見直し（国基準への移行する）説明が不十分である。</p> <p>②激変緩和の措置など事業再構築まで課題があるため、丁寧に手続きを進められたい。</p>	

		担当課名	長寿支援課
評価番号	6	事務事業名	高齢者在宅福祉事業（訪問理髪サービス給付費）
総合計画基本方針		第3章 人にやさしく生きがいのあるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 本事業は、障害者在宅福祉事業（訪問理髪サービス給付費）と同一要綱にて実施していることから、両事業を統合し、再構築を検討されたい。</p> <p>《対応方針①》 本事業は令和7年度中に制度の見直しを行い、令和8年度に事業の廃止を行います。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 令和7年度当初予算の説明資料の中で令和8年度での事業の廃止について掲載しており、令和8年度の事業廃止に向けて、利用者への周知方法の検討及び障害者在宅福祉事業との統合・再構築の検討をしています。</p> <p>【外部評価者からの意見②】 本年外部評価では、福祉支援課、長寿支援課の5事業を廃止が妥当と意見しているが、前記の統合に他の支援事業を含めて、より包括的に支援を可能とする制度の構築も検討されたい。</p> <p>《対応方針②》 本事業は令和8年度に廃止しますが、障がい者および高齢者の必要とする事業について、国・県・近隣自治体の動向を注視しつつ、包括的に支援できる事業を調査研究して参ります。</p> <p>『令和7年度の対応状況②』 令和7年度当初予算の説明資料の中で令和8年度での事業の廃止について掲載しており、令和8年度の事業廃止に向けて、利用者への周知方法の検討及び障害者在宅福祉事業との統合・再構築の検討をしています。</p> <p>【外部評価者からの意見③】 事業の廃止後は、市民に対し新たに構築する制度の可視化を確実に実施するよう求める。</p> <p>《対応方針③》 事業の廃止後の新たな制度について、市民への周知を丁寧を実施します。</p> <p>『令和7年度の対応状況③』 令和8年度の事業廃止に向けて、利用者への周知方法の検討をしています。</p>	

内部評価	C	更なる対応が必要
------	---	----------

外部評価	C	一部に対応が認めらるが、事業改善のため更なる対応が必要である
	<p>①前年外部評価意見③のとおり「事業廃止後は、市民に対し新たに構築する制度の可視化を確実に実施するよう」努められたい。</p> <p>②新たな制度（予算）はどこに重点を置き、効率的な利用を目指すための変更であるか、十分に説明をされたい。</p>	

		担当課名	長寿支援課
評価番号	7	事務事業名	シニア元氣いきいき事業
総合計画基本方針		第3章 人にやさしく生きがいのあるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 入浴施設も南部地域に1か所となっており、利用者に偏りがあることから、本事業を廃止し、他の方法による外出支援を検討されたい。</p> <p>《対応方針①》 シニア元氣いきいき事業については、現在、南部の入浴施設のみが利用可能となっており、利用者に偏りがあることから、本事業を廃止し他の方法によるフレイル予防のための外出支援を検討します。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 令和7年度当初予算の説明資料の中で令和8年度での事業の廃止について掲載しており、現在、市民へのシニア元氣いきいき事業の廃止の周知方法及び新たなフレイル予防のための外出支援の方法について検討を実施しています。</p> <p>【外部評価者からの意見②】 フレイル予防に関して、週2回の教室を開催する既存事業もあるとのことであるから、こうした事業の効果を検証し、真に効果のある事業に注力をされたい。</p> <p>《対応方針②》 現在、フレイル予防のために「転倒予防教室」、「脳を元気にする教室」、「体を元気にする教室」など様々な事業に取り組んでいますが、令和7年度から新たに「eスポーツ教室」を実施する予定をしており、今後も事業効果を常に検証し、真に効果のある事業の実施を検討します。</p> <p>『令和7年度の対応状況②』 現在、今年度から新たに始めるeスポーツ教室の準備をしているところです。また、フレイル予防のために真に効果のある事業について検討しています。</p> <p>【外部評価者からの意見③】 本年外部評価では、福祉支援課、長寿支援課の5事業を廃止が妥当と意見しているが、他の支援事業を含めて、より包括的に支援を可能とする制度の構築も検討されたい。</p> <p>《対応方針③》 本事業は令和8年度に廃止しますが、高齢者の必要とする事業について、国・県・近隣自治体の動向を注視しつつ、包括的に支援できる事業を調査研究して参ります。</p> <p>『令和7年度の対応状況③』 高齢者が真に必要とする事業について、国・県・近隣自治体の動向を注視しつつ、包括的に支援できる事業の調査研究をしています。</p>	

内部評価	C	更なる対応が必要
------	---	----------

外部評価	C	一部に対応が認めらるが、事業改善のため更なる対応が必要である
	<p>①高齢者向けの事業の多くが廃止となっているため、包括的に支援できる事業の構築をし、新たな市民サービスが始まっていくことを周知されたい。</p> <p>②岐阜バスの乗車券交付という次に検討している事業が、利用者の地域の偏りを解消するよつにこの求めに全く応えていないため、更なる検討をされたい。</p>	

		担当課名	健康支援課
評価番号	8	事務事業名	母子保健事業（不妊治療費助成金）
総合計画基本方針		第4章 地域の子どもをみんなで育てるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】          保険適用治療の拡大、県などの事業により、市として本事業の必要性は減少していると考えます。          一方、本事業は保険適用対象外への助成を行っているものであるから、市民のニーズが減少しているとしても継続を検討すべき事業であると考えられることから、市の少子化対策施策として、先進医療など、保険適用外の治療に対し、より市民のニーズを得られる本業市独自の制度へ再構築を検討されたい。</p> <p>《対応方針①》          本事業につきましては、平成20年度より要綱を制定し施行しています。          令和4年度から不妊治療が保険適用となり、本市の助成制度では年齢制限を設けず、保険適用外の先進医療等の不妊治療費について助成をしております。国の保険適用範囲及び岐阜県の助成制度では、母体の安全、妊娠の可能性として43歳未満と年齢制限を設けており、本市においても国や県が示す治療内容及び年齢要件が最適であると判断し、令和7年度をもちまして事業の廃止を進めてまいります。なお、経過措置として、令和6年度以前に本業市特定不妊治療費助成金交付を受けた方で通算5会計年度に満たない方については、令和7年度に限り対応することとします。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』          令和7年度からの新規申込につきましては、受け付けておりません。</p>	

内部評価	A	対応済
------	---	-----

外部評価	A	対応済と認められる
	<p>①令和7年度から新規受付をせず、岐阜県の制度を案内されているため、県制度について、広報を確実に実施されるとともに、不妊治療に対する金銭的負担には、引き続き目配りをされたい。</p> <p>②現在制度利用の2名のフォローアップを確実にされたい。</p>	

		担当課名	健康支援課
評価番号	9	事務事業名	がん検診事業（健康診査等費用助成金）
総合計画基本方針		第3章 人にやさしく生きがいのあるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 令和2年の健康増進法の改正により、生活保護受給者も検診可能となったことで事業の必要性が無くなったと考えられるため、本事業は廃止とされたい。</p> <p>《対応方針①》 本事業は、廃止として進めてまいります。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 本事業につきましては、廃止しております。 本業市健康診査等費用の助成に関する要綱につきましては、令和7年4月1日に廃止</p>	

内部評価	A	対応済
------	---	-----

外部評価	A	対応済と認められる
	①新たに検診可能となった者への、新しい制度の周知を確実にされたい。	

		担当課名	農政課
評価番号	10	事務事業名	鍋原ポケットパーク管理費（経）
総合計画基本方針		第5章 資源を活かして活力を創造するまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況

【外部評価者からの意見①】

浄化槽の問題などにより実現はしなかったものの、複数の施設利用希望者があったことから、事業廃止とするか事業凍結とするか検討されたい。

《対応方針①》

本業市公共施設再配置計画において、2032年（令和14年）の譲渡を目指して譲渡先を検討することとされており、譲受け希望があれば事業を廃止し、有償・無償を含め譲渡を前提に協議を進める方針です。

『令和7年度の対応状況①』

現在のところ、譲り受け希望者からの話がなく協議ができていない状況です。  
なお、令和7年度からは施設に係る経費の予算は計上していません。

【外部評価者からの意見②】

「事業廃止」とするのであれば、事務事業総点検評価シート中の所管課長記入欄に記載のある「諸問題」を可視化し、問題と解決策を明確にされたい。

《対応方針②》

敷地の所有が市及び国土交通省と混在しているため、譲渡にあたり国からの払い下げを協議する必要がありますが、具体的な譲渡計画が無い状態で国土交通省への協議がかけられないことから、譲渡を前提とした公募等、譲り受け希望者の募集実施の障壁となっています。

『令和7年度の対応状況②』

現在のところ、譲り受け希望者からの話がなく協議ができていない状況です。

【外部評価者からの意見③】

一次評価、二次評価ともに「事業廃止」との結論であるが、今後、施設を使用する可能性が考えられないのであれば、朽ちた施設をそのまま放置しておくことは、国道添いでもあり不適切と考えるため、期限を決めて取り壊しの検討をされたい。

《対応方針③》

原則として施設を現状のまま譲り渡すことを前提に進める方針ですが、ロードマップに定める、2032年（令和14年）の譲渡目標を期限として、施設の取り壊しについて検討してまいります。

『令和7年度の対応状況③』

譲渡先がないことから、施設の取り壊しに向けて調査・検討中です。

内部評価	C	更なる対応が必要
------	---	----------

外部評価	C	一部に対応が認めらるが、事業改善のため更なる対応が必要である
		①譲渡に関するPRが不足しており、積極的に希望者を見つけようとする姿勢が見られない。一方的に条件に合う相手を待つ状態では譲渡は進まないため、積極的な譲り受け希望者の募集（PR）が望まれる。 ②土地所有者である国交省との協議は、希望者が出てからでなければ出来ないことではないため、条件整備など事前にできる協議は進められたい。

		担当課名	林政課
評価番号	11	事務事業名	林業総務諸経費（経）（林道安全協議会費）
総合計画基本方針		第5章 資源を活かして活力を創造するまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】          長年、慣例として加入してきた協会であるが、協賛会員でなくても、非会員と同様の被災者救済補償が得られること、また会員として得るものが、実際に利用価値のないチラシ等のみであり、市の林業振興や経営体に対し効果が発現しないため、事業廃止とされたい。</p> <p>《対応方針①》          林業総務諸経費（経）（林道安全協議会費）については、市の林業振興や経営体に対し効果が乏しいため、令和6年度をもって協会から脱退し、令和7年度から事業を廃止します。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』          林業総務諸経費（経）（林道安全協議会費）については、令和7年3月末をもって協会から脱退し、令和7年度から事業を廃止しました。</p>	

内部評価	A	対応済
------	---	-----

外部評価	A	対応済と認められる
	①受益者に対する問題も発生しておらず、対応済と評価する。	

		担当課名	都市計画課
評価番号	12	事務事業名	水鳥住宅管理費（経）
総合計画基本方針		第2章 住みやすく安心して暮らせるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 民間委託ができるのであれば、事業廃止が妥当と考えるが、現状では譲渡を進めることで事業規模を縮小してることが妥当と考える。全部譲渡が行われるまでとの条件はあるが、現状は必要最低限の経費に事業を再構築すべきと考える。</p> <p>《対応方針①》 水鳥住宅及び水鳥分譲地の無償譲渡を引き続き進めながら、安全上、衛生上必要最小限の経費にて管理を行います。譲渡地が増えることによる市の管理費の縮小につながります。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 水鳥住宅は令和6年度までに全10棟のうち2棟が譲渡済みで、未譲渡8棟のうち1棟が未入居となっています。分譲地については、7区画が未譲渡空き地となっています。水鳥住宅管理費については、これら未入居住宅の敷地及び未譲渡空き地の除草や、団地内の高中木の剪定等の最低限必要な維持管理経費としています。</p> <p>【外部評価者からの意見②】 全部譲渡が早期に達成されるよう、譲渡に対するインセンティブや賃貸の期間に期限を設けるなど、将来どうするか入居者に考えていただける制度を再考すべきと考える。</p> <p>《対応方針②》 水鳥住宅の無償譲渡は、入居者に対して、家賃が今後不要になることなどメリットを説明する機会を設けながら、賃貸の期間の期限設定に向けて調査を行います。</p> <p>『令和7年度の対応状況②』 水鳥住宅は過疎化が進む根尾地域で移住者の定住を促進することを目的としています。賃貸期間に期限を設けることは定住意欲を阻害するため好ましくありません。また、土地・建物の無償譲渡を上回るインセンティブ付与は、公平性の観点から制度改正が難しいと判断しています。今年度も期限を設けず、現入居者の定住を阻害しない範囲で無償譲渡への働きかけを継続します。 なお、水鳥住宅の未譲渡8棟のうち、令和7年度中に入居から3年が経過し、無償譲渡の対象となる住宅が1棟、令和8年度中に対象となる住宅が2棟あります。これらの住宅については、該当する入居者へ制度の案内を行います。</p> <p>【外部評価者からの意見③】 事業再構築にあたっては、本事業単体ではなく、市営住宅との整合性が必要であるものとする。</p> <p>《対応方針③》 水鳥住宅以外の住宅が集合住宅であることから、譲渡の可能性について調査します。</p> <p>『令和7年度の対応状況③』 宅地の無償譲渡については、近年、田舎暮らしを志向する方からの問い合わせも多く、移住・定住促進施策担当部署と連携し、市ホームページや情報ポータルサイト、専門誌への記事掲載等を通じて広く制度を周知し、早期の譲渡完了を目指します。</p>	

内部評価	A	対応済
------	---	-----

外部評価	C	一部に対応が認めらるが、事業改善のため更なる対応が必要である
	<p>①専門誌などでのPRに早期に着手されたい。</p> <p>②なぜ権利を得ながら譲渡を受けないのか、権利者の意見に耳を傾け、取り入れられる手法の検討をされたい。</p>	

		担当課名	学校教育課
評価番号	13	事務事業名	教育振興費（各小・中・義学校教職員研修補助金）
総合計画基本方針		第6章 学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 各学校ごとの予算をまとめ、全体として効率的に活用すべきと考えるため、本事業は廃止とされたい。</p> <p>《対応方針①》 各学校に予算化された5千円の「教職員研修事業補助金」は、いただいた意見のとおり廃止します。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 小学校費、中学校費ともに、「教職員研修事業補助金」は予算計上していません。</p> <p>【外部評価者からの意見②】 教職員研修の最終目的は、児童生徒への教育効果であり、補助金が現場でより使いやすい形となる補助制度の検討をされたい。</p> <p>《対応方針②》 教育センターが実施する集合型の研修もこの「教職員研修事業補助金」を受けて実施しています。個人で受講する研修に対する補助金も「教職員が受講する研修事業」であるためこれらをまとめることで、個人に充てられる予算枠は増え、1人あたり5千円以内であった補助金を拡充することができます。</p> <p>個人での研修が受講しやすくなるよう、申請方法は簡易にし、補助の上限は金額ではなく割合とするなど利用しやすい補助金となるよう検討します。</p> <p>『令和7年度の対応状況②』 教育センター事業費内の「教職員研修事業補助金」の中に、小中学校長会主催教職員研修分（集合研修分）と個人研修受講分を計上しました。</p> <p>補助の対象を「研修にかかるテキスト代」から「研修にかかる費用のうち旅費を除いた金額」に、また補助金の申請先を各学校の事務員から、教育センターの補助金事務担当者に変更しました。</p>	

内部評価	B	おおむね対応済
------	---	---------

外部評価	B	あらかた対応済と認められる
	<p>①統合の対応がなされたと認められる。</p> <p>②補助金を有効に活用するという本質的な改革が今後の課題と考える。</p>	

		担当課名	社会教育課
評価番号	14	事務事業名	保健体育諸経費（経）（県体育施設協会負担金）
総合計画基本方針		第6章 学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 市として退会によるデメリットとなる事項が存在しないとのことであるが、市民への不利益が生じないことを再度検証した上で、本事業を廃止とされたい。</p> <p>《対応方針①》 保健体育諸経費（経）（県体育施設協会負担金）については、再度検証を実施した結果、市民への不利益が生じないと判断したため、令和6年度末（令和7年3月31日）に退会を実施します。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 保健体育諸経費（経）（県体育施設協会負担金）については、令和7年3月31日に退会した為、令和7年度予算にも計上しておりません。</p>	

内部評価	A	対応済
------	---	-----

外部評価	A	対応済と認められる
	①市民や関係機関に不利益は生じておらず、対応済と評価できる。	

		担当課名	社会教育課
評価番号	15	事務事業名	根尾市場ゲートボール等広場管理費（経）
総合計画基本方針		第6章 学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況

【外部評価者からの意見①】

市民のニーズが無く、別の施設の利用も可能であるため、本事業は廃止とされたい。

《対応方針①》

当施設の廃止については、令和4年度、5年度利用者は皆無である。今後も利用者が見込めないため、市スポーツ施設としての運用並びに管理を廃止することで、管理費を皆減をします。

『令和7年度の対応状況①』

当施設の光熱水費、除草委託料の管理費の予算を削減しました。土地借上料については契約解除の交渉を進めてまいります。

【外部評価者からの意見②】

土地所有者との契約解除の手続は、丁寧に進められたい。

《対応方針②》

土地所有者との契約解除の手続については、令和6年度から契約解除の交渉を進めている。所有者は先代の土地を相続されている高齢者で返却されても困るが、収入がなくなるのも困るとの考えであるため、今後も契約解除の手続きを丁寧に進めていきます。（次回の契約更新は令和14年度）

『令和7年度の対応状況②』

土地所有者との契約解除の手続きについては、面談方式にて直接の会話を通して丁寧に進めていきます。

【外部評価者からの意見③】

上記の契約解除までの間は、高熱水費等の削減に努め、必要最低限の費用にて管理をされたい。

《対応方針③》

当施設の契約解除までの光熱水費等の削減、必要最低限の費用管理については、管理土地所有者と交渉の中で、施設そのものを休止する旨と使用しない電気、水道等を休止する旨をお伝えしており、休止を実施しました。

『令和7年度の対応状況③』

当施設の光熱水費等は削減しました。除草については、放置することで害獣等の住処になり、地域の方に迷惑にならないよう職員で対応します。

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況

【外部評価者からの意見④】

高齢者のスポーツに対する潜在的ニーズに応える必要があることには留意されたい。

《対応方針④》

高齢者のスポーツの潜在的ニーズに対しては対応する必要があると考え、今後も、ニーズにあわせて提供できるよう施設の整備を検討して参ります。

『令和7年度の対応状況④』

該当地域で活発に活動しているグラウンド・ゴルフなどは、他施設を活用しています。今後とも、ニーズにあわせて施設の整備を検討するよう努めて参ります。

内部評価	B	おおむね対応済
外部評価	C	一部に対応が認めらるが、事業改善のため更なる対応が必要である
		①契約であるため、地権者はその履行を求めるものであるが、市の財政状況や事業の状況を見れば早期での解除が妥当であることは明白である。早期の契約解除に向けた交渉が進むような工夫について検討が不十分であるため、引き続き検討されたい。 ②市の職員による草刈り負担は、実際に実施されておらず、また本質的な問題の解決と言えない。

		担当課名	社会教育課
評価番号	16	事務事業名	真正まくわゲートボール等広場管理費（経）
総合計画基本方針		第6章 学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち	

「令和6年度事務事業外部評価」評価者からの意見に対する対応方針への対応状況	
<p>【外部評価者からの意見①】 市民のニーズが無く、別の施設の利用も可能であるため、本事業は廃止とされたい。</p> <p>《対応方針①》 当施設の廃止については、令和4年度、5年度利用者は皆無である。今後も利用者が見込めないため、市スポーツ施設としての運用並びに管理を廃止することで、管理費を皆減をします。</p> <p>『令和7年度の対応状況①』 当施設の除草委託料の予算を削減しました。</p> <p>【外部評価者からの意見②】 事業廃止後の当該跡地について、利活用の方法を検討されたい。</p> <p>《対応方針②》 事業廃止後の当該跡地の利活用の方法を検討については、まだ、利活用の方針が定まっていないため今後も検討を続けていきます。</p> <p>『令和7年度の対応状況②』 今後、真正公民館機能の移転等に伴い、倉庫等の移設箇所として検討して参ります。</p> <p>【外部評価者からの意見③】 高齢者のスポーツに対する潜在的ニーズに応える必要があることには留意されたい。</p> <p>《対応方針③》 高齢者のスポーツの潜在的ニーズに対しては対応する必要があると考え、今後も、ニーズにあわせて提供できるよう施設の整備を検討して参ります。</p> <p>『令和7年度の対応状況③』 該当地域で活発に活動しているグラウンド・ゴルフなどは、他施設を活用しています。今後とも、ニーズにあわせて施設の整備を検討するよう努めて参ります。</p>	

内部評価	A	対応済
------	---	-----

外部評価	A	対応済と認められる
	<p>①土地の有効活用については、引き続き検討をされたい。</p> <p>②市の職員による草刈は費用対効果が悪く、雑草が繁茂状態であり本質的な問題解決となっていない。</p> <p>③市有地であることから適切な管理が必要である。</p>	

## 12 外部評価委員会の意見

今回の事務事業評価については、令和6年度に市が実施した「事務事業総点検評価」の内部点検評価として実施した2次点検評価により「事業の縮小又は再構築」と評価された10事業を対象に事務事業評価を行いました。

また、本年度より、前年度に本委員会により事務事業評価を実施した27事業について、市が示した対応方針に対する対応状況について評価を行いました。

評価は、対象事業の担当課長及び担当者からヒアリングを行い、本委員会として、今後の市政に反映していただきたい事項をまとめましたので報告します。

### 【事務事業評価】

事務事業の評価結果の内訳は、10事業の内『事業再構築』が8事業、『事業廃止』が2事業となりました。

『事業再構築』の8事業については、事業の対象者に対しアンケートを実施するなど市民の声やニーズを的確に把握して事業内容の再構築が必要であると考えます。事業効果の向上にむけた再構築に取り組んでいただくよう、事業ごとに、委員からの意見が出ておりますので参考にさせていただきたい。

次に『事業廃止』の2事業については、目的を達成する手段として、他の方法が考えられるものや、時代の変化などにより、時勢とマッチしていないと考えられることから『事業廃止』を評価結果としていますが、単に事業を廃止するのではなく、市民のニーズや真に補助などを必要とする市民に応える必要があることに留意をいただきたい。

また、事業ごとに委員からの意見が出ておりますので、内容の確認をお願いしたい。

### 【前年度外部評価事業の対応状況評価】

前年度外部評価事業の対応状況評価結果の内訳は、27事業の内『対応済』が6事業、『あらかた対応済』が2事業、『一部に対応が認められるが、更なる対応が必要』が8事業、『対応が認められないため、早急に対応を求める』の評価はありませんでした。

『一部に対応が認められるが、更なる対応が必要』の8事業については、事業ごとに委員からの意見が出ておりますので参考にさせていただき、対応が不十分となった理由を分析し、「事業改善」に向けた新たな対応方針を明らかにした上で取組を確実に実施されることを望みます。

### 【まとめ】

現在、我が国の経済は、緩やかに景気が回復しているものの、世界的な物価高騰への対応やエネルギーの安定供給確保など様々な課題に直面しています。雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっているといわれております。

こうした厳しい状況下においても、多様化する市民ニーズへの対応やきめ細やかなサービスを提供していくためにも、事務事業評価の目的である『事業改善』に向けた取組として、事業の目標や成果の可視化、アンケートなどを実施することにより市民の声やニーズを的確に捉え、事業の振り返りを徹底して行うことで取り組む課題を明確にする必要があると考えます。

昨年度に実施された事務事業総点検評価を一過性のものにしないよう、その結果を活用して本年度の事務事業評価がなされたこと、また事業改善の具現化を図ることを目的として、昨年度に実施した外部評価事業について、その後の対応状況を評価する手法を新たに導入されたことは評価できるものと考えます。評価をする事が目的とはならないよう、事業改善の具現化に努めていただきますようお願いいたします。

事務事業評価制度は、その結果を行財政運営に反映させることはもとより、市民に対し結果を公表することで、市民への説明責任を果たすことにもつながります。今回の事務事業評価及び外部評価事業の対応状況評価の結果を来年度以降の市の予算編成に反映されることを切に願うとともに、職員一人ひとりが事業の目標と成果を念頭に、市民目線で事務事業の実施を考えるきっかけとなることを期待します。